

令和元年第3回宇都宮市公平委員会

日 時 令和元年7月19日(金)午後1時15分
場 所 宇都宮市役所4階 懇談室

令和元年第3回宇都宮市公平委員会次第

令和元年7月19日（金）午後1時15分
宇都宮市役所4階 懇談室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指定
- 3 議事日程の説明
- 4 議 事
日程第1 議案第5号 宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について
- 5 その他
- 6 閉 会

議案第 5 号

宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について
宇都宮市職員労働組合の登録事項を届出どおり変更する。

令和元年 7 月 1 9 日提出

委員長 白 井 裕 己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり



職員団体登録事項変更届

宇職労 第9号

2019年7月1日

宇都宮市公平委員会委員長 様

宇都宮市職員労働組合
中央執行委員長 目黒淳一



地方公務員法第53条の規定に基づき、登録事項の変更（役員の変更）を届け出ます。

1. 役員名簿

(○印は新役員)

役職名	所属課名	職名	氏名	住所
中央執行委員長	道路建設課	係長・主査	目黒淳一	
副中央執行委員長	住宅課	主任技能技師	山本英樹世	
○書記長	建築課	主任	奥沢佳之	
○財政局長	納税課	主任主事	大貫晴彦	
○書記次長	保健所健康増進課	主事	緑川慎也	
中央執行委員	子ども発達センター	係長・主査	角海京子	
〃	廃棄物施設課 クリーンパーク茂原	技能主査	長木健二	
○〃	生活安心課	主任主事	福田龍司	
	道路保全課	主任	本崎雪吉	
〃	下水道管理課 川田水再生センター	主任技師	鈴木芳明	
○監事	保育課	総括・副主査	佐藤小夜子	
〃	監査委員事務局	専任主査(庶務) ・副主査	半田浩子	
〃	資産税課	主任	石川佳一	

2. 役員選出証明

告示日	2019年5月16日	組合員総数	1,134名	投票者総数	1,032名
投票日	2019年6月3日	投票場所	各課室所		
連合体で代議制による場合		有権者		有権者	
(信任投票)					
役職名	氏名	信任票	所属分会		
中央執行委員長	目黒淳一	1,014票	道路建設課分会		
副中央執行委員長	山本英樹世	980票	住宅課分会		
書記長	奥沢佳之	1,018票	建築課分会		
財政局長	大貫晴彦	1,026票	納税課分会		
書記次長	緑川慎也	1,023票	保健所分会		
中央執行委員	角海京子	1,026票	子ども発達センター分会		
〃	長木健二	1,017票	クリーンパーク茂原分会		
〃	福田龍司	1,027票	生活安心課分会		
〃	本崎雪吉	1,016票	道路保全課分会		
〃	鈴木芳明	1,025票	下水道管理課分会		
監事	佐藤小夜子	1,026票	保育課分会		
〃	半田浩子	1,025票	検査・監査・選管分会		
〃	石川佳一	1,025票	資産税課分会		
<p>本団体の役員は、構成員の全員が平等に参加する機会を有する、直接かつ秘密の投票により、投票者の過半数で選出されたことを証明します。</p> <p>2019年6月5日</p> <p style="text-align: center;">宇都宮市職員労働組合選挙委員会 委員長 須藤晋太</p> 					

3. 変更年月日

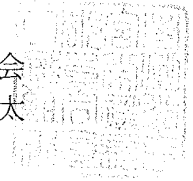
2019年6月28日

宇職労選委告示第 1 号

宇都宮市職員労働組合の役員は 2019 年度第 14 回定期大会（6 月開催／宇都宮市職員労働組合規約（以下、宇職労規約）第 25 条第 2 項）で任期が満了するため（宇職労規約第 43 条第 1 項）、それにともない宇都宮市職員労働組合投票規程第 7 条の規定により、宇都宮市職員労働組合役員的一般選挙を次により行う。

2019 年 5 月 16 日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会
委員長 須藤晋太

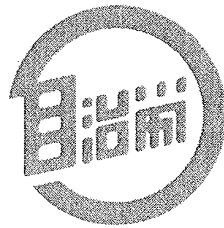


1. 選挙の期日 2019 年 6 月 3 日（月）
2. 投票時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
3. 選挙すべき役員の数

中央執行委員長	1 人
副中央執行委員長	若干名
書記長	1 人
財政局長	1 人
書記次長	1 人
中央執行委員	若干名
監事	3 人
4. 立候補締切日 2019 年 5 月 17 日（金）午後 5 時 15 分までに宇都宮市職員労働組合選挙委員会（事務局／組合書記局）に申請のこと
5. その他 上記「3」のうち、副中央執行委員長及び中央執行委員の定数については、宇職労規約第 29 条の規定により中央委員会にて決定しなければならないが、諸般の事情と宇職労規約第 25 条第 2 項及び第 43 条第 1 項を踏まえ、立候補締切日に届出のあったものの人数を定数として定めるものとする。

2016年8月2日施行

宇都宮市職員労働組合規約



自治労栃木県本部

宇都宮市職員労働組合

宇都宮市職員労働組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 組合は、宇都宮市職員労働組合という。

(組織)

第2条 組合は、宇都宮市職員及びこれに準ずる者をもって組織する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、事務所を宇都宮市旭1丁目1番5号市役所内におく。

(目的)

第4条 組合は、組合員の自主的団結と相互扶助の精神により、組合員の基本的な人権と自由を守り、労働条件の維持改善と経済的・社会的・文化的地位の向上を図り、市政の民主化と地方自治の実現に寄与することを目的とする。

(事業及び活動)

第5条 組合は、前条の目的を達成するために次の事業及び活動を行う。

- (1) 組合員の賃金及び労働条件の維持改善に関すること
- (2) 組合員の教養と文化体育の向上に関すること
- (3) 組合員の相互扶助並びに福利厚生事業に関すること
- (4) 市民のための市政確立に関すること
- (5) 同一目的を持つ団体及び民主的諸団体との連係協力に関すること
- (6) その他目的達成のために必要なこと。

第2章 組合員

第1節 組合員の資格

(組合員の資格と範囲)

第6条 宇都宮市の職員は、組合の組合員となる資格を有する。但し、宇都宮市公平委員会が規則で定める管理職員等に該当する職員を除く。

2 前項の定める職員以外の者で、次の各号に掲げる者は組合員となる資格を有する。

- (1) 組合に勤務する書記及びその他の職員
- (2) 第43条の役員となった者
- (3) 大会及び中央委員会の承認を得た者

(加入の手続き)

第7条 前条により資格を有する者は、加入届けに必要な事項を記入し中央執行委員長に届けなければならない。ただし、第13条の統制により処分を受けた者が再び加入しようとするときには、大会の承認を得なければならない。

(資格の取得)

第8条 組合員としての資格は、前条の手続きを経て組合員名簿に登録されたときより始まる。

(差別待遇の禁止)

第9条 組合員となる資格を有する者は、組合加入について差別されることはない。

(資格の疑義)

第10条 組合員の資格について疑義のあるときは、中央委員会で決める。

(脱退)

第11条 組合を脱退しようとする者は、脱退の理由を明記した届書を中央執行委員長に提出しなければならない。

- 2 中央執行委員長は、前項の届書を受領したときは直近の中央執行委員会に報告し、当該組合員を組合員名簿より削除するものとする。ただし、組合に債務その他義務があるときには、それらを履行した後でなければ脱退を認めない。

(資格の喪失)

第12条 組合員であって次の各号に該当するときはその資格を失うものとする。

- (1) 第6条に適用されなくなったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 組合を脱退したとき
- (4) 組合を除名されたとき

(統制)

第13条 組合員が次の各号の一に該当するときは、制裁が加えられる。

- (1) 第17条、第18条、第19条、第20条に規定する義務を履行しなかったとき
 - (2) 組合の統制をみだしたとき
 - (3) 組合の名誉をき損したとき
 - (4) その他、組合員に不利益を与えたと認められたとき
- 2 前項の統制の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 戒告
 - (2) 権利の停止
 - (3) 除名
 - 3 前項の制裁は、戒告及び権利の停止については中央委員会において、除名については大会においてそれぞれ出席者の3分の2以上の直接無記名投票による議決によらなければならない。なお、その投票に関して必要な事項は、別に定める。
 - 4 前項の会議においては、その組合員に対し自ら弁明する機会を与えるとともに、当該組合員の選んだ3人以内の組合員による弁護の機会を与えなければならない。
 - 5 組合員の制裁を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって当該組合員に通知しなければならない。

第2節 組合員の権利と義務

(平等の原則)

第14条 組合員は、この規約によってすべて平等な権利を有し、義務を負う。

- 2 組合員はすべて、年齢、性別、職種、熟練の程度、勤続年数、国籍、社会的身分、思想、宗教、門地等により、組合員たる資格を奪われることはない。

(意見発表及び閲覧の自由)

第15条 組合員は、組合の各種機関の行動について報告を求め、規約の定めるところにより、自由な意思によって発言をなし評決することができる。また、別に定められた手続きを経て、会計簿及び証拠書類、機関会議の議事録等を閲覧することができる。

(選挙権及び被選挙権)

第16条 組合員はこの規約により、役員その他すべての代表に対する選挙権及び被選挙権を有する。

(遵守の義務)

第17条 組合員は、規約を遵守し、組合各機関の決定及び統制に従わなければならない。

(責任と利益)

第18条 組合員は、等しく第5条に規定された事業及び活動に協力する義務を負い、その利益を受ける。

(出席の義務)

第19条 組合員は、規約に定めのある会議に招集されたとき、これに出席し表決に参加する義務を負わなければならない。

(組合費納入の義務)

第20条 組合員は、加入の翌月より組合員の資格を喪失した月まで組合費を納入しなければならない。

第3章 支部

(支部)

第21条 組合は、独自の要求に基づく活動を進めるため、支部を置く。

(支部の種別)

第22条 前条の支部の種別は、次のとおりとする。

- (1) 現業職の組合員で構成するもの。
- (2) その他必要に応じて組合員が構成するもの。

(支部及び分会の構成及び運営)

第23条 この章に規定するもののほか、支部及び分会の構成並びに運営に関する必要な事項は別に定める。

第4章 組合の機関

第1節 機関

(機関の種類)

第24条 組合に次の機関を設ける。

- (1) 大会
- (2) 中央委員会
- (3) 中央執行委員会

第2節 大会

(大会の性格と構成)

第25条 大会は組合の最高決議機関であつて、代議員及び役員をもつて構成される。

2 定期大会は、毎年6月に中央執行委員長が招集する。

3 中央執行委員長は、次の各号の場合、30日以内に臨時大会を招集しなければならない。

(1) 中央委員会が必要を認めるとき。

(2) 組合員の3分の1以上が、会議の事項を示して開催を請求したとき。

4 大会の招集は、開会の日前5日までにその日時、場所及び議題を代議員に通知して行なうものとする。

(代議員)

第26条 代議員は分会を選出母体とし、その定数は当該分会の組合員10名に1人とする。なお、10名に満たない端数が6名以上の場合1人を加える。また、当該分会の組合員数が10名未満の場合は1人とする。

(大会に附する事項)

第27条 大会に附する事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の改正に関する事項

(2) 運動方針の決定及び年度計画に関する事項

(3) 組合の解散又は合併に関する事項

(4) 他団体に対する加入又は脱退に関する事項

(5) 組合員の除名に関する事項

(6) 組合費に関する事項

(7) 予算及び決算に関する事項

(8) 資産の管理又は処分並びに基金に関する事項

(9) 役員の見直し及び総辞職と不信任に関する事項

(10) 労働協約に関する事項

(11) 職業的に資格のある会計監査人の委嘱

(12) 特別執行委員の選任

(13) その他、前各号に規定するものの他必要な事項

第3節 中央委員会

(中央委員会)

第28条 中央委員会は大会に次ぐ機関であつて、中央委員及び役員をもつて構成し、必要に応じて中央執行委員長が招集する。ただし、中央委員の3分の1以上の者から請求があつた場合、中央執行委員長は、速やかに招集しなければならない。

(中央委員会に附する事項)

第29条 中央委員会に附する事項は、次のとおりとする。

(1) 運動方針に基づく活動計画の細目に関する事項

(2) 補正予算に関する事項

(3) 疑義を生じた規約の解釈に関する事項

(4) この規約運営に必要な規則の制定及び改廃に関する事項

(5) 労働協約により生じた諸協定に関する事項

- (6) 臨時組合費の徴収決定に関する事項
- (7) 副中央執行委員長及び執行委員の定数
- (8) 専従役員の決定
- (9) 中央委員及び役員の罷免に関する事項
- (10) その他、前各号に規定するものの他必要な事項
(中央委員)

第30条 中央委員は分会を選出母体とし、以下の各号の定数により選出される。

- (1) 当該分会の組合員50名に1人とする。なお、50名を超えてその端数が26名以上の場合は1人を加える。
- (2) 当該分会の組合員が50名未満の場合は、1人とする。
- 2 中央委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 中央委員の選出は、組合員の直接無記名投票により選出する。ただし、定数を超えないときは投票を省略することができる。
- 4 前項の規程により選出された中央委員は、当該分会の組合員でなくなったときは中央委員の資格を失うものとする。
- 5 中央委員の欠員を生じたときは、当該分会は直ちに補充しなければならない。その任期は、前任者の残任期間とする。

第4節 中央執行委員会

(中央執行委員会)

第31条 中央執行委員会は、組合の執行機関であつて、大会及び中央委員会の議決事項の執行及び緊急事項の処理にあたり、監事を除く役員をもつて構成し、中央執行委員長が随時これを招集する。

第5節 機関の会議

(機関会議の運営)

第32条 第25条第1号、第2号、第3号の機関会議はすべて表決権を持つ構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

第33条 前条に規定するもののほか、機関会議等の運営に関する必要な事項は別に定める。

第6節 書記局と専門部

(書記局)

第34条 組合業務を遂行し、事務を処理するために書記局を設ける。また、書記長が書記局を主宰する。

- 2 書記局に書記若干名をおき、書記の任免は中央執行委員会の議決をもつて中央執行委員長がこれを行う。
- 3 書記は、書記長の指示のもと、業務を遂行し、事務を処理する。
- 4 前項に規定するもののほか、書記局の運営に関する必要な事項は別に定める。

(専門部)

第35条 組合の業務を専門的に実践するために、専門部をおくことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、専門部設置及び運営に関する必要な事項は別に定める。

第5章 補助機関

(青年部)

第36条 組合は、補助機関として、独自の要求に基づく活動を進め、親睦を深め組合運動を強化するために補助機関として青年部を置く。

(構成)

第37条 青年部は、35歳以下の組合員で構成する。

(組合機関上の関係)

第38条 青年部は、組合機関の決定に従い行動し、その代表者は前条に定める条件を満たす役員がこれにあたるものとする。

2 青年部にあつては、当該役員がその任期中に前条の条件を欠いたとき、その執行部役員としての残任期間に限り、その代表者の職を継続することができる。

(委任)

第39条 この章の規定するもののほか青年部の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 役員

(役員の種類)

第40条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 中央執行委員長 | 1名 |
| (2) 副中央執行委員長 | 若干名 |
| (3) 書記長 | 1名 |
| (4) 財政局長 | 1名 |
| (5) 書記次長 | 1名 |
| (6) 中央執行委員 | 若干名 |
| (7) 特別中央執行委員 | 若干名 |
| (8) 監事 | 3名 |

(役員職務)

第41条 中央執行委員長は組合を代表し、大会、中央委員会の決定に基づき、組合業務執行に関する一切の責任を負う。

2 副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長事故あるときはこれを代理する。

3 書記長は、書記局を統括し、これに対し責任を持つ。

4 財政局長は、組合の財務管理及び会計処理を行い、これに対し責任を持つ。

5 書記次長は書記長を補佐し、書記長事故あるときはこれを代理する。

6 中央執行委員は中央執行委員会の構成員として、組合の業務を分掌する。

7 監事は会計業務を監査し、年1回以上組合員に報告しなければならない。

8 特別中央執行委員は、大会、中央委員会の決定に基づき、業務に参加する。

(役員選出)

第42条 役員(特別中央執行委員を除き)は、組合員の中から全組合員の直接無記名投

票により選出する。また、役員（特別中央執行委員を除き）に欠員が生じた場合、補欠選挙を行う。

- 2 前項に規定する投票に関する事項は、別に定める。
- 3 特別中央執行委員は、大会の議決を経て、中央執行委員長が委嘱する。
（役員任期）

第43条 役員任期は、その年の定期大会から翌々年の定期大会までとする。ただし、再選を妨げない。

- 2 前条の1項の補欠選挙によって就任する役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員をやむを得ない事由により辞任しようとする場合は、中央執行委員会の承認を得なければならない。

第7章 表彰

（表彰）

第44条 組合員で、この会の発展に功労のあった者においては、定期大会及び中央委員会において、これを表彰することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、表彰に関する必要な事項は、中央執行委員会で定める。

第8章 財務

（収入）

第45条 組合の経費は、組合費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

（会計）

第46条 組合の一切の収入及び支出は、これを予算に計上しなければならない。但し、特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

（基金）

第47条 組合は、大会の議決を経て、特定の目的の資金を積み立てるため、基金を置くことができる。

- 2 基金への積立金額は、毎年度予算に計上しなければならない。
- 3 基金は、その目的以外にこれを処分することはできない。

（組合費及び臨時組合費）

第48条 組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額1000分の12に全労済自治労共済総合共済基本型の掛金を加えた金額とする。ただし、大会の議決により上限を定める。

- 2 臨時・非常勤嘱託職員の組合費は、別に定める。
- 3 長欠者、その他の事由により特に必要と認められた場合、組合費を免除することができる。
- 4 経費に不足が生じた場合、組合員に対し、臨時徴収金の必要性や金額の根拠を明らかにしたうえで、中央委員会の議決を経て臨時組合費を徴収することができる。
- 5 既納の組合費及び臨時組合費は、払い戻しをしない。ただし、組合員が脱退した場

合において、組合費控除中止が事務処理上間に合わなかった場合を除く。

(資産の管理及び処分)

第49条 組合の資産の管理及び処分は、大会の議決を経て中央執行委員長がこれを行う。

(会計年度)

第50条 組合の会計年度は、毎年4月より翌年の3月に至る期間とする。

(会計報告)

第51条 組合のすべての財源及び使途、主たる寄付者の氏名、並びに現在の経理状況は、組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明書とともに、毎年1回大会に報告し承認を得なければならない。

(規則委任)

第52条 組合の財務管理及び会計経理に関する必要な事項は、別に定める。また、旅費については「旅費規程」を別に定める。

第9章 救援

(犠牲者救援)

第53条 組合は、組合の目的達成のための活動を通じて不利益及び損害を生じた組合員(以後、「犠牲者」という。)に対して、援助するものとする。

(救援の方法)

第54条 犠牲者の救援は、大会又は中央委員会の議決に基づいてこれを行なうものとし、その対象、内容及び方法などに関する必要な事項は、別に定める。

第10章 罷免

(役員 の 罷免)

第55条 組合員は、中央委員の場合には選出分会において4分の1以上の者の連署による罷免請求書(以下「請求書」という。)、また、役員の場合には組合員総数の4分の1以上の者の連署による請求書により、中央委員または役員の一部もしくは全部の罷免を請求することができる。

2 前項の請求書は、当該役員が中央執行委員長の場合は副中央執行委員長に、その他の場合(執行部解散請求を含む)は中央執行委員長に提出しなければならない。

(請求書の確定)

第56条 中央執行委員長(当該請求書が、前条第2項の規定により副中央執行委員長に提出された場合は副中央執行委員長とする。)は、前条の規定により請求書の提出があった日から起算し、14日以内に中央委員会を招集しなければならない。

2 前項の規定により招集された中央委員会は、請求書を点検し、その効力を確定する。この場合において、中央委員会は必要と認めるときには、関係人に証言を求め、または、証拠等の提出を求めることができる。

(罷免の確定)

第57条 前条の規定により請求書の効力が確定し請求が成立したときは、中央執行委員

長は、当該請求の効力を確定した日から起算して 30 日以内に、直接無記名投票を行わなければならない。

- 2 前項の投票において、組合員総数（罷免請求対象者が中央委員の場合は、当該分会の組合員総数とする。）の過半数が罷免に賛成であるときは、当該中央委員または役員は、投票日に遡って罷免されるものとする。
- 3 第 1 項の投票に関する事項は、別に定める。

第 11 章 他労働団体との関係

（他労働団体等への加入及び脱退）

第 58 条 他労働団体等へ加入又は脱退するときは、大会の議決後、全組合員の直接無記名投票により、組合員の過半数の同意を得なければならない。

- 2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 規約の改正及び解散

（規約の改正）

第 59 条 この規約を改正するときには、大会の議決を経た後、全組合員の直接無記名投票により、組合員の過半数の同意を得なければならない。

- 2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

（組合の解散及び合併）

第 60 条 組合を解散又は合併するときは、大会の議決を経た後、全組合員の直接無記名投票により、解散は、組合員の 4 分の 3 以上の同意、合併するときは組合員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

- 2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

第 13 章 補則

（規約委任）

第 61 条 この規約に定めのない事項で組合運営に必要な事項及びこの規約の執行に関して必要な事項は、中央委員会の議決を経て別に定める。

附則 1（規約の施行）

この規約は、2007 年 3 月 31 日から施行する。

附則 2（組合費の経過措置）

この規約の施行後の次の期間の組合費は、次のとおりとする。

2007年4月1日から2008年3月31日までの組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額1000分の10に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。

2008年4月1日から2009年3月31日までの組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額1000分の11に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。

附則3（会計年度の経過措置）

この規約の施行後の最初の会計年度は、規約施行日から2008年3月31日までとする。

附則4（規約の執行）

この規約は、2011年4月1日から施行する。

附則5（規約の執行）

この規約は、2016年8月2日から施行する。

宇都宮市職員労働組合投票規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、宇都宮市職員労働組合同規約（以下「規約」という。）第 43 条第 2 項、第 58 条第 3 項、第 59 条第 2 項、第 60 条第 2 項及び第 61 条第 2 項の規定による、選挙及び投票の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(投票事務の管理)

第 2 条 この規程に定めるすべての投票に関する事務は、宇都宮市職員労働組合選挙委員会（以下「選挙委員会」という。）が管理する。

(選挙委員会)

第 3 条 選挙委員会は、中央委員会において組合員の中から承認された 5 人の選挙委員をもって組織する。

2 選挙委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が就任するまでは、在任しなければならない。

3 選挙委員が退職しようとするときは、選挙委員会の承認を受けなければならない。

4 選挙委員は、選挙委員会の委員長（以下「委員長」という。）を、互選しなければならない。

5 委員長は、選挙委員会に関する事務を処理し選挙委員会を代表する。

6 選挙委員会は、委員長が招集する。

7 選挙委員会は、選挙委員 3 人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 選挙委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 この組合の職員は、委員長の命を受けて選挙委員会に関する事務に従事する。

(副中央執行委員長及び中央執行委員の定数)

第 4 条 規約第 41 条第 1 項第 2 号及び第 6 号に定める副中央執行委員長及び中央執行委員の定数は、中央委員会で決定する。

第2章 役員の選挙投票

第1節 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第 5 条 この組合の組合員の資格を有しているものは、役員の選挙権を有する。ただし、規約第 13 条第 2 項第 2 号に規定する権利の停止処分を受けている者は、この限りでない。

(被選挙権)

第 6 条 前条の規定により選挙権を有するものは、役員の被選挙権を有する。

第2節 選挙の期日

(任期満了による選挙)

- 第7条 役員の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。
- 2 前条の規定による選挙以外の選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。
 - 3 選挙の期日は、少なくとも14日前に告示しなければならない。

(通知)

- 第8条 中央執行委員長は、役員の任期が満了すべき場合にあってはその任期満了の日前50日までに、役員の任期満了による選挙以外の選挙にあっては、選挙を行うべき事由が生じた日から5日以内に、その旨を選挙委員会に通知しなければならない。

第3節 投票及び開票

(1人1票)

- 第9条 投票は、種別ごとの役員の選挙につき、1人1票とする。

(投票管理者)

- 第10条 本規程によって行われる選挙投票について、投票管理者を置く。
- 2 投票管理者は、選挙委員会において組合員の中からこれを選任し、あらかじめ本人に通知しなければならない。
 - 3 本規程によって行う選挙投票が同時に二つ以上行われるときは、投票管理者の選任は1人をもって全部の選挙の投票管理者とすることができる。
 - 4 投票管理者は、投票の場所の最高責任者とし、投票に関する一切の事務を担当する。

(投票立会人)

- 第11条 投票管理者は、投票立会人2人を選任し投票に立ち合わせなければならない。ただし、役員の種別ごとの選挙を同時に行うときは、2人をもって全部の投票の立会人を兼ねさせることができる。
- 2 役員の候補者は、投票立会人となることができない。

(投票管理者の職務代行者)

- 第12条 職場の分散する分会にあっては、必要により投票管理者の職務を代行するものを出先職場ごとに置く。
- 2 投票管理者の職務代行者は、出先職場における選挙投票について、投票管理者の職務の一部を代行する。

(投票の場所)

- 第13条 投票の場所は、各分会に一か所とし、投票管理者が指定した場所とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、出先職場に必要により投票所の代行所を置く。

(投票時間)

- 第14条 投票の時間は、選挙委員会がこれを決定し、選挙の期日とあわせて告示するものとする。

(投票の場所における投票)

- 第15条 組合員は、選挙の当日、自ら投票所に行き、組合員名簿に対象を経て投票しなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第16条 投票用紙は、選挙の当日投票の場所において組合員に交付するものとする。

2 投票用紙の様式は、選挙委員会が定める。

(期日前投票)

第17条 組合員で選挙の当日公務出張、疾病、年休等により自ら投票所に行き投票することができないものの投票は、選挙の期日前7日から選挙の期日の前日まで、投票することができる。

2 前項の投票をしようとする者は、所属の投票管理者にその事由を申し出て投票用紙の交付を受け、当該候補者の一の氏名を記載して封筒に入れ、封をして当該選挙の種別及び投票中の旨並びに投票者の氏名をその表面に明記して、投票管理者に提出しなければならない。

3 投票管理者は、前2項の規定により不在者投票をした者がいるときは、組合員名簿にその旨を印し、二重投票を防止し、その投票は選挙の当日まで、これを厳重にその責任において保管し、投票終了時刻になったときは、その封筒を開披して、これを投票箱に入れなければならない。

(投票の終了)

第18条 投票管理者は、投票終了時刻が経過したときは、直ちに投票箱を閉じ、投票立会人と共に封印をし、組合員名簿その他関係書類を添えて直ちに開票管理者に送付しなければならない。

(開票)

第19条 開票に関する事務を管理するため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、組合員の中から選挙委員会の選任した者をもってこれに充てる。

3 開票の日時及び場所は、あらかじめ選挙委員会が告示しなければならない。

(開票立会人)

第20条 候補者は、組合員の中から本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定め、選挙の期日前3日までに、選挙委員会に届け出ることができる。

2 前項の規定により届出のあった者が5人を超えないときは、直ちにその者をもって開票立会人とし、5人を超えるときは、届出のあった者の中から選挙委員会がくじで定めた者5人をもって開票立会人としなければならない。

3 開票立会人が3人に達しないとき、又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないときは選挙委員会において、組合員の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、開票に立ち合わせなければならない。

(投票の効力)

第21条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定する。その決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した組合員の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第22条 次の投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの。

(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。

- (3) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの。
 - (4) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。
 - (5) 候補者の氏名を自書しないもの。
- 2 第28条の規定による信任投票において、次の投票は無効とする。
 - (1) 所定の用紙を用いないもの。
 - (2) ×の記号以外の事項を記載したもの。
 - (3) ×の記号を自ら記載したものでないもの。
 - (4) 候補者のだれに対して×の記号を記載したか確認し難いもの。

(開票の結果)

第23条 開票管理者は、投票の点検が終わったときは、開票録を作り、開票立会人とともにこれに署名し、直ちに委員長に報告しなければならない。

(開票結果の公表)

- 第24条 委員長は、開票管理者からの報告を受けた日又はその翌日に選挙委員会を開き、その報告を調査し、選挙投票の結果を認定しなければならない。
- 2 委員長は、選挙録を作り、選挙委員会に関する次第を記載し、これに選挙委員とともに署名しなければならない。
 - 3 委員長は、結果が確定したときは、直ちに結果を公表しなければならない。

第4節 候補者及び当選人

(候補者の届出)

- 第25条 役員の候補者となろうとする者は、当該選挙の告示のあった日から2日間に、文書でその旨を委員長に届け出なければならない。
- 2 他の組合員を候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に文書でその推薦の届出をすることができる。
 - 3 候補者は、第1項の期間の末日までに文書で委員長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。
 - 4 前各項の規定による届出のあったときは、委員長は、直ちにこれを告示するとともに、投票管理者に通知しなければならない。

(選挙事務関係者の立候補制限)

- 第26条 次の各号に掲げる者は、当該選挙の立候補者となることができない。
- ① 投票管理者
 - ② 開票管理者
 - ③ 選挙委員会委員

(当選人)

- 第27条 各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。
- 2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙委員会において委員長がくじで決める。

(信任投票)

- 第28条 第25条第1項及び第2項の規定による届出のあった候補者が、その選挙における役員の定数を超えないとき、又は超えなくなったときは、当該候補者について信任投票を行う。

2 前項の信任投票は、投票用紙に印刷されている候補者の氏名の上の記載欄に、当該候補者に不信任投票をする場合は自ら×の記号を記載し、信任の場合は何等の記載をしない記号式とする。

3 信任投票における当選人の決定は、投票者の過半数の信任を得た者をもって当選人とする。

(当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第29条 当選人が定まったときは、委員長は、直ちに当選人の氏名、得票数、所属分会等を告示するとともに、その旨を当選人に告知し、併せて執行委員長にも報告しなければならない。

(当選の効力の発生)

第30条 当選人の当選の効力は、前条の規定による告示があった日から生ずるものとする。

第5節 選挙運動

(文書図画の頒布及び掲示)

第31条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の表に定める枚数以外は、これを頒布して、又は掲示することができない。

区 分	ビ ラ	ポ ス タ ー 長さ42cm
候補者の別		巾 30cm以内
中央執行委員長	400	400
副中央執行委員長	400	400
書記長	400	400
書記次長	400	400
財政局長	400	400
中央執行委員	400	400
監 事	400	400

2 前項の文書図画は、選挙委員会の定めるところの表示をしたものでなければならない。

(その他の運動)

第32条 その他の方法による選挙運動は、選挙の公平かつ適正を害しない範囲内において自由とする。

(選挙公報の発行)

第33条 選挙委員会は、役員の選挙について、選挙公報を発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第34条 役員の候補者が選挙公報に氏名、経歴、抱負等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具して、当該選挙の期日の告示のあった日から2日間に、選挙委員会に文書で申請しなければならない。

2 前項の掲載文は、字数100を越えることができない。

3 選挙公報には、候補者の写真も掲載することができる。

(選挙公報の掲載順序)

第35条 選挙公報において、この用紙に2人以上の候補者の氏名等を掲載するときは、その掲載の順序は、選挙委員会がくじで定める。

2 役員の全部又は一部を同時に行う選挙にあつては、その選挙についての選挙公報を同一用紙に掲載することができる。この場合の役員の種別ごとの掲載順序は、選挙委員会が定める。

(その他)

第36条 前3条に規定するもののほか、選挙公報に関し、必要で事項は選挙委員会が定める。

第6節 異議申立

(選挙の効力に関する異議申立)

第37条 役員の選挙において、その選挙の効力に関し不服がある組合員又は候補者は、第29条の告示の日から7日以内に、文書で選挙委員会に対して異議を申し出ることができる。

(異議申立の決定)

第38条 前条の規定により異議の申出があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは、選挙の結果に異議を及ぼす虞があるときに限り、選挙委員会は、異議申出のあつた日から14日以内に、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

2 選挙委員会は、前項の規定による決定をしたときは文書をもってし、理由を付けて異議申出人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。

3 前1項の事由が生じた場合において、第27条及び第28条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、選挙委員会は選挙の期日を定めてこれを告示し、再選挙を行う。

第3章 役員 の 罷免、他団体への加入及び脱退、規約の改正 又は組合の解散合併の賛否の投票

第1節 投票権

(投票権)

第39条 役員 の 選挙権を有する者は、役員 の 罷免、規約の改正、他団体への加入及び脱退又は組合の解散合併の賛否の投票 (以下「賛否の投票」という。) をする権利を有する。

第2節 その他の規定

(中央執行委員長 の 通知)

第40条 中央執行委員長は、賛否の投票に付すべき事件が生じたときは、その事件を審議した大会の議事録及び投票に付すべき原案を添えて、賛否の投票に付すべき事件・生じた日から5日以内に、選挙委員会に通知をしなければならない。

(投票の日時の告示)

第41条 選挙委員会は、前条の規定による通知を受けたときは投票の期日を定め、その期日前7日までに告示しなければならない。

(賛否の決定)

第42条 賛否の投票は、組合員全員の過半数で決定するものとする。ただし、組合の解散については、4分の3以上の賛成、組合の合併については、3分の2以上の賛成を必要とする。

(準用規定)

第43条 第2章第3節投票及び開票に関する規定は、賛否の投票について準用する。

第4章 雑 則

(告示の方法)

第44条 この規程による告示は、選挙委員会告示とし、告示内容及び年月日を記載し、末尾に委員長名を記名押印し、これを各投票管理者に対する通知に添付して行うものとする。

2 投票管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、組合員の見易い箇所にこれを掲示するものとする。

(この規程に定めのない事項)

第45条 この規程に定めのない事項で、役員選挙投票及び賛否の投票の事務処理に関し、必要な事項は、これらの投票の公正な執行を確保するために必要な限度において、選挙委員会が定めることができる。

(規程の改廃)

第46条 この規程の改廃は、中央委員会において3分の2以上の同意を要する。

附 則

1 この規程は、2007年5月17日から施行する。

宇都宮市職員団体の登録に関する条例 抄

(登録の申請)

第2条 略

- (1) 理事その他の役員の氏名及び住所並びに所属及び職名(職員以外の者にあつては、その職業)
- (2)から(4)まで 略

(登録の通知)

第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、登録した旨又はしない旨を、申請した職員団体に通知しなければならない。

(規約等の変更又は解散の届出)

第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、公平委員会にその旨を届け出なければならない。

2 略

3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類を添付しなければならない。

4 前条の規定は、規約又は第2条第1項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

地方公務員法 抄

(職員団体の登録)

第53条 略

2 略

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

4から10まで 略